

平成25年12月25日

株式会社 山陰合同銀行

## 銀行保証付私募債(9社)の引受について

山陰合同銀行(頭取 久保田 一朗)では、下記の私募債を引き受け、財務代理人を務めることとなりましたのでお知らせします。

保証付私募債を発行する企業にとってのメリットは、固定金利での資金調達が可能となることはもとより、社外に自社の財務内容の健全性やCSR活動への取組などをアピールできることが挙げられます。

当行では、全5種類の私募債ラインナップにより、取引先企業の資金調達手段として、積極的に活用いただくことで、事業分野の拡充、新規事業への進出等様々なニーズにきめ細かく対応し、地元企業の事業発展に貢献してまいります。

### 記

#### 1. 引受内容について

	私募債名	日付	発行会社名
鳥取県	プレミアム型銀行保証付私募債	12月25日	有限会社 酒井建設(代表取締役 酒井 祐一)
	CSR型銀行保証付私募債	12月25日	株式会社 桑本総合設計(代表取締役 浦川 英敏)
岡山県	プレミアム型銀行保証付私募債	12月25日	株式会社 中島商会(代表取締役 中島 範久)
広島県	プレミアム型銀行保証付私募債	12月25日	株式会社 トーシン住宅(代表取締役 竹本 末雄)
	CSR型銀行保証付私募債	12月25日	株式会社 環境開発公社(代表取締役 小林 友則)
	CSR型銀行保証付私募債	12月25日	株式会社 オクタニ(代表取締役 奥谷 剛史)

※(その他3社については詳細非公表)

<次頁に続く>

## 鳥取県

## (1) プレミアム型銀行保証付私募債

会社名	有限会社 酒井建設	
代表者	代表取締役 酒井 祐一	
住所	鳥取県倉吉市山根6 2 2 番地 1	
業種	建設業	
発行額	第1回無担保社債(銀行保証付)	100,000,000円
期間	5年(満期一括償還)	
資金使途	運転資金	

## (2) CSR型銀行保証付私募債

会社名	株式会社 桑本総合設計	
代表者	代表取締役 浦川 英敏	
住所	鳥取県米子市皆生6丁目1番25号	
業種	建築設計業	
発行額	第1回無担保社債(銀行保証付)	50,000,000円
期間	3年(満期一括償還)	
資金使途	運転資金	

## &lt;当社のCSR取組内容&gt;

- ・節電、省エネ建物設計の提案事業を展開。展示会出展実績、取組実績等も数多くあり、環境に優しい活動を行っている。
- ・社員による社屋周辺の清掃活動(公道等)を実施。

## (1) プレミアム型銀行保証付私募債

会社名	株式会社 中島商会	
代表者	代表取締役 中島 範久	
住所	岡山県岡山市北区柳町2丁目2番23号	
業種	卸売業	
発行額	第7回無担保社債(銀行保証付)	100,000,000円
期間	3年(満期一括償還)	
資金使途	運転資金	

## (1) プレミアム型銀行保証付私募債

会社名	株式会社 トーシン住宅	
代表者	代表取締役 竹本 末雄	
住所	広島県広島市中区住吉町4-12	
業種	不動産業	
発行額	第6回無担保社債(銀行保証付)	50,000,000円
期間	3年(満期一括償還)	
資金使途	運転資金	

## (2) CSR型銀行保証付私募債

会社名	株式会社 環境開発公社	
代表者	代表取締役 小林 友則	
住所	広島県広島市西区南観音6丁目12番21号	
業種	廃棄物処理業	
発行額	第3回無担保社債(銀行保証付)	50,000,000円
期間	3年(満期一括償還)	
資金使途	運転資金	

## &lt;当社のCSR取組内容&gt;

- ・毎年、五日市工場の工場見学会を開催し、廃棄物処理及びリサイクル事業の現状を広く理解していただく活動を実施。
- ・毎年開催される一般社団法人広島県資源循環協会主催の不法投棄撤去作業に積極的に参加。

会社名	株式会社 オクタニ	
代表者	代表取締役 奥谷 剛史	
住所	広島県広島市佐伯区八幡東3丁目2-2	
業種	建設業	
発行額	第2回無担保社債(銀行保証付)	50,000,000円
期間	3年(満期一括償還)	
資金使途	運転資金	

## &lt;当社のCSR取組内容&gt;

- ・60歳以上の再雇用制度を設けている。
- ・当社が保有する半数以上の営業用車両にエコカーを使用。

## 2. 当行の取扱う私募債5商品と特長

銀行保証付私募債	主な特長
プレミアム型	企業の財務健全性、なかでも企業規模（純資産額5億円以上）をより重視する私募債。（H20年10月～）
CSR型	一定の基準と企業が行う「CSR活動」の取り組みを評価する私募債。（H18年1月～）
エコ型	CSR型私募債の基準に加えて、環境にかかる公的認証を取得していることが条件の私募債。（H20年10月～）
グロース型	一定の基準と企業の成長力（売上高および利益の伸長率）を評価する私募債。（H18年1月～）
信用保証協会共同保証付私募債	銀行および公的機関である信用保証協会が定める一定の基準を適用する私募債。（H12年9月～）

以上